

転出入・学区内転居の手続きについて

名古屋市立東山小学校

転出入・学区内転居の手続きが以下にまとめてあります。ご確認の上、手続きをお願いします。なお、新年度が始まる3～4月の転出入については、お子様の学級を決める際に特に重要な時期です。転出入が分かりましたら、できるだけお早めに手続きを進めてください。

転出の場合

- 転出が決まったら、①学校と、②お住まいの地域の地域委員会の方に連絡してください。
- 合わせて、③転出先の新しい学校にも連絡をしてください。
- 学校から「転学届」をお渡しします。必要事項を記入し、学校に提出してください。
- 学校から「在学証明書・教科書受給証明書・お子様の氏名のゴム印」をお渡しします。転出先の新しい学校にご提出ください。

転入の場合

【国内からの場合】

- 転入が決まったら、東山小学校に連絡してください。以下の点を確認させていただきます。

確認項目	記録欄
① お子様の名前、学年、生年月日	
② 保護者の名前、連絡先	
③ 東山小学校学区に住む（予定の）新しい住所	
④ 現在通われている学校名	
⑤ 現在住まれている住所（新1年生）	
⑥ 引っ越しの日、東山小学校への登校開始日	
⑦ 東山小学校に転入の手続きで来校される日時	
⑧ 食物アレルギーの有無	
⑨ その他、お子様のことで確認しておくよい情報	

- 現在通われている学校から転入に関わる書類を預かってください。
- 千種区役所で転入の手続きを行ってください。
- 現在通われている学校から預かった転入に関わる書類や、千種区役所で転入の手続きを行った際に受け取った書類、筆記具、印鑑を持参して、手続きをしにご来校ください。来校日については、(1)の電話の際に確認させていただきます。このときに、東山小学校で必要な学習用具や、学校生活などについてもお伝えさせていただきます。

【海外からの場合】

- 転入が決まったら、東山小学校にメールで連絡してください。

東山小学校メールアドレス higashiyama-e@nagoya-c.ed.jp

学区内転居の場合

- 転出が決まったら、[①学校と、②お住まいの地域の地域委員の方に連絡](#)してください。その際に、新しい住所から登校を開始する日を確認します。

その他

- [毎年、3月、4月、8月に、転入してくるお子様と保護者向けの合同説明会を行っています。](#)転入が決まり、東山小学校へ連絡をしていただいた際に、日付の確認をさせていただきます。それ以外の時期の転入については、随時、転入の手続きを行います。
- 転出入・学区内転居について、何かご不明な点がありましたら、東山小学校までご連絡ください。

東山小学校電話 052-781-1146